

令和8年度 豪州向け食品輸出拡大支援事業 参加者募集要項

八戸市では、圏域内企業の海外販路の開拓・拡大を支援するため、青森県産品や八戸圏域で生産・加工された食品について、バイヤーの招へい商談会及びオーストラリアにある日系スーパーマーケットでの現地フェアの開催を予定しております。

つきましては、次のとおり参加を希望する事業者を募集いたしますので、オーストラリアでの自社商品の認知度向上及び販路開拓・拡大を目指す事業者の方は、この機会に是非お申込みください。

1. バイヤー招へい商談会の概要

- (1) 概要 オーストラリアの日系輸入商社「Jun Pacific」が有する現地小売店において、1月に開催する「青森フェア」に出品する商品について決定するため、オーストラリア及び国内商社のバイヤー招へい商談会を八戸市で開催いたします。
- (2) 日時 令和8年7月15日（水）～7月17日（金）
※バイヤーから希望があった場合、15日（水）午後からは、参加事業者の方の工場見学等を依頼する場合があります。依頼先には個別にご連絡いたします。
- (3) 会場 八戸ポータルミュージアムはっち 4階 食のスタジオ
- (4) 募集対象 八戸圏域（八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町）に所在する食品関連事業者等
- (5) 募集企業数 15社程度
- (6) 商談希望品目 以下のすべてを満たすもの。
 - ・オーストラリアの輸入規制条件を満たす商品であること。
 - ・賞味期限が最低180日以上ある食品であること。
 - ・八戸圏域で加工された製品、または八戸圏域内で生産された原料を主に使用する製品を中心とする、日本国内で生産・製造された商材であること（常温・冷蔵・冷凍いずれも可）
 - ・畜肉（牛、豚、鶏など。エキス含む）を含まないこと。
- (7) 商談形式
 - ・対面による個別商談を行います（1社あたり25～30分程度）。
 - ・商談スケジュールについては、申込締め切り後にお知らせいたします。
 - ・バイヤーの希望により、別途工場見学を依頼する場合があります。
- (8) 招へい者 国内：三山グリーン株式会社 担当者
現地：Jun Pacific Corporation 担当者
※冷凍商品は湊水産貿易株式会社経由の商流となります。
※既存の取引が湊水産貿易株式会社とある場合は、同社経由のルートとなります。
- (9) 商談会当日の準備物
 - ・商品サンプル、試食等に必要な機材・資材（皿、お手拭き、スプーン等）
 - ・説明用の資料（日本語版）※可能な限り、すぐに試食を提供できるようご用意のうえ、ご来場をお願いいたします。
※商談会のサンプル商品代は事業者負担でご用意ください。
- (10) 決定通知 商談成立となった場合は、対象事業者あてに、後日開催の「青森フェア」に係るご連絡をいたします。

2. 青森フェアの概要

- (1) 概要 バイヤー招へい商談会において成約となった商品について、現地フェアで試食・販売します。
- (2) 現地実演販売期間 令和9年1月15日(金)～17日(日)
※「青森フェア」開催期間は令和9年1月1日(金)～31日(日)の予定
※旅程としては令和9年1月11日(月)～1月18日(月)(7泊8日)を想定。
実施店舗により、行程が異なります。
- (3) 実施店舗 ①Tokyo Mart (シドニー)
②Fuji Mart (メルボルン)
※現地へ渡航する事業者については、渡航を希望される方から、バイヤーの選定を経て決定いたします。
※いずれの店舗での販売になるかは、後日お知らせいたします。Fuji Mart (メルボルン)での実演販売の場合は、オーストラリア国内便での移動があります。
- (4) 渡航事業者数 5～6社程度
- (5) 販売方法 特設コーナーにて陳列及び実演販売
※オーストラリアで日本酒の試飲(テイスティング)を提供・販売・サービスする場合、RSA (Responsible Service of Alcohol) と呼ばれる酒類取扱資格が必要です。日本酒の提案を希望される場合は、個別にご連絡させていただきます。
※店舗が入っているテナントのルールにより、店頭での火器の使用は厳禁となっています。(加熱調理不可)。加熱商品の出品を希望される場合は、店舗バックヤードでの電子レンジ調理をするなどの対応が必要になりますので、事前に八戸市商工課までご相談ください。

3. 申し込み方法

別紙「令和8年度豪州向け食品輸出拡大支援事業参加申込書」に必要事項を記入の上、持参またはメールにて5月27日(水)17:00までに下記までお申込み下さい。

なお、申込多数となった場合は、参加をお断りする場合があります。

※「青森フェア」への参加は、バイヤー招へい商談会により成約となった商品を有する事業者のみとなります。申し込みをもって、当該事業への参加が確定するものではありませんので、あらかじめご了承下さい。

※参加される事業者様には、バイヤー招へい商談会で提示する商材に係る「見積書」及び「商品情報シート」のご提出をお願いいたします。

①「見積書」提出期限 6月12日(金)17:00(※厳守)

②「商品情報シート」提出期限 6月19日(金)17:00(※厳守)

(いずれも、各社様の任意様式にて作成ください。)

※商品選考の参考といたしますので、お見積りは国内小売価格、国内卸価格、今回のご提案価格を記載ください。(関東指定倉庫着。国内輸送料は各社様負担でお願いいたします)

【申込書・見積書・商品情報シート提出先】

八戸市 商工労働まちづくり部 商工課 貿易・物流対策グループ 担当：大入

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 TEL 0178-43-9244

Email shoko@city.hachinohe.aomori.jp

4. その他の注意事項【応募の前に必ずご確認ください】

- (1) 商品情報シート（規格書）に原材料、栄養成分表示がわかるように記入してください。商品に酸味料、調味料（アミノ酸等）、増粘多糖類、乳化剤等の食品添加物が含まれる場合は、商品情報シートに具体的な添加物名を記載ください。例）酸味料（クエン酸）
- (2) 現地店舗への納品には、指定規格の英文原材料・成分表シールを各单品へ、又はケースマークを各ケースへ貼付した状態で納品いただくか、少量の場合は納品先で貼付する場合があります。
※シール・ケースマークは、商社が作成し（無料）、参加事業者あてに事前郵送されます。求めに応じ、商品にラベルを貼付する作業が発生いたしますので、ご了承下さい。
- (3) 賞味期限は最低で180 日以上あることが求められます。また、出荷いただく商品は、製造年月日のなるべく新しいものを出荷いただきますようお願いいたします。

5. スケジュール（予定）

日程	内容
5月27日	事業参加申し込み締め切り（申込書提出期限）
6月中～下旬	・バイヤー招へい商談会 参加事業者確定通知 ・商談スケジュール通知
～6月中	提案商品の見積書・商品情報シート提出期限
7月15日 P.M	工場見学（バイヤー希望のある場合のみ）
7月16日～17日	バイヤー招へい商談会（八戸ポータルミュージアムはっち）
9月上旬	選定商品（青森フェア参加事業者）確定通知
9月中旬	参加事業者への商品発注
～10月末	国内倉庫よりオーストラリア向け輸出（船便）
～11月	オーストラリア到着・通関
R9年1月11日	（渡航者のみ）日本発
1月13日	現地レセプション（シドニー） ※現地レストラン関係者等への試食会（レセプション）を想定
1月15～17日	青森フェア 現地実演販売 開催 （Toyo Mart（シドニー）、Fuji Mart（メルボルン）） ※青森フェアは令和9年1月1日～31日予定
2月～	商品販売状況結果の通知
2～3月上旬	成約状況・追加発注の確認（市→参加事業者への通知）

6. 留意事項

次のような規制等により生じた損害や不利益等について、八戸市はその責任を負わないものとします。オーストラリア向け輸出規制の一部を記載いたしますが、その他にも規制はありますので、自社製品がオーストラリア向けに輸出可能か不明の場合は、事前にジェトロ青森にご相談ください。

提案商品が輸出規制品目に該当する場合、またはバイヤー側で商談不可・不要と判断した場合には、商品の変更や参加の見合わせをお願いする場合があります。

(1) バイオセキュリティ法 (Biosecurity Act 2015)

オーストラリアの環境、農業、健康を外来生物や病原体の侵入から守るための法的枠組みを定めるもの。オーストラリア国内への有害な生物、植物、動物、微生物の侵入を防止し、発見後の迅速な対応を可能にするため、動植物、食品などに関するオーストラリアの輸入条件 (Import Condition) が設定されています。

(2) 輸入食品管理法 (Imported Food Control Act 1992)

オーストラリアに輸入される食品の安全基準を定め、不適格な食品の流通を防ぐための法律。輸入食品安全リスクを管理するため、輸入食品検査スキーム (IFIS) を運用しています。

(3) 豪州 NZ 食品基準機関 (FSANZ) コード

食品のリスク評価を行う「豪州 NZ 食品基準機関」(FSANZ) が定める規約 (Code)。

豪農業・水産業・林業省 (DAFF) の輸入食品検査スキーム (IFIS) による食品リスクに応じたサンプリング検査等により、DAFF の検査官により FSANZ コードの適合性が判断されます。FSANZ コードにおいては、ラベル表示やアレルゲン表示ルール、使用できる食品添加物、細菌、毒性物質の基準量等が定められています。

(4) その他

- ・ 募集締切後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化、輸入規制基準の変更等があった場合には、参加できなくなる場合がありますことを、あらかじめご承知願います。
- ・ 天災、政情不安その他、事業実施者の責めに帰さない事由が発生した場合、八戸市は事業の全部又は一部について内容の変更及び中止ができるものとします。

【ご参考】

- ・ ジェトロ青森相談先 TEL:017-734-2575
- ・ 豪州の輸入食品に係る主な規制について (農林水産省)
https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/kokuchi/oseania/attach/pdf/index-5.pdf
- ・ 食品添加物規制調査 (JETRO)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/02/02ead2aee3b3ef8e.html>
- ・ 海外食品添加物規制早見表 (JFIA)
<https://www.yushutukisei.com>

7. 企業情報

企業名	Jun Pacific Corporation Pty Ltd
本社所在地	3/380 Eastern Valley Way, Chatswood, NSW 2067
事業内容	食料品・飲料、酒類、日用品雑貨等の輸出入業、卸売業、小売店舗運営
会社概要	1976年シドニーノースブリッジに日本食小売専門店『Tokyo Mart』を開店し、1991年に卸売専門の新会社として「Jun Pacific」を設立。その後、ゴールドコースト、ブリスベン、メルボルン、パースに『Fuji Mart』を展開。日本食レストランや小売店をはじめ、国内大手スーパーマーケットや大手アジアンスーパーマーケットとも取引を行っている。
取扱い商品	調味料、飲料、冷凍食材、陶器、台所用品等 5000種以上
企業ホームページ	https://www.junpacific.com/company/index.html

企業名	三山グリーン株式会社
本社所在地	〒273-0012 千葉県船橋市浜町 2-1-1 ららぽーと三井ビルディング 1123
事業内容	食品・酒類の輸出、三国間貿易
会社概要	1988 年設立。小売用・業務用の幅広い食品、酒類を主に取扱い、中国、シンガポール、オーストラリアを中心に、世界 20 ヶ国と取引を行っている。
企業ホームページ	https://www.miyama-green.co.jp/